

シルバー人材センター利用契約書

発注者 新潟県立長岡大手高等学校

センター

発注者とセンターとは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して以下の業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

本件会員業務 学校管理業務

学校内確認・受付業務

契約に基づく業務の内容及び範囲は、別紙仕様書及び平面図等による。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、
円（消費税含む）とする。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和8年4月1日 から令和9年3月31日 までとする。

第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、
地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各1通を保有し、又は契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者双方電子署名の上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

契約日 令和8年4月1日

発注者 長岡市沖田2丁目357番地

新潟県立長岡大手高等学校

センター